

令和3年度第5回

南国市農業委員会議事録

令和3年8月10日(火)

令和3年度第5回農業委員会議事録

日 時 令和3年8月10日（火） 午後3時～午後4時

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第5条の規定による許可申請の件

（3）南国市農用地利用集積計画の件

（4）農地法第5条の規定による許可後の計画変更の件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（3）使用貸借の合意解約通知の件

（4）非農地証明願いの件

（5）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件

（6）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（7）南国市農用地利用集積計画の内容変更の件

協議事項 （1）農地パトロール推進会議について

出席者（農業委員 15名）

会長 武市 憲雄 第一副会長 高芝 澄生 第二副会長 中村 和雅
2番 池 正人 3番 田岡 崇 4番 山本 桂 10番 武市 忠雄
11番 末政 隆一 14番 鈴木 郁馬 15番 濱田 章孝 17番 松岡 清
18番 森尾 晴代 19番 植野 永子

欠席者（農業委員 4名）

5番 今井 まち 6番 北村 一弘 7番 西井 一成 12番 平田 修三
13番 濱田 好典 16番 垣内 育男

出席者（農地利用最適化推進委員 6名）

1番 西本 良平 7番 利岡 邦彦 9番 山本 修平 11番 山北 泰司
12番 杉本 和繁 13番 武内 俊曉

欠席者（農地利用最適化推進委員 11名）

2番 岩原 英幸 3番 門田 俊一 4番 篠 和幸 5番 金田 善充
6番 門田 理博 8番 西岡 祐三 10番 北原 章吾 14番 浜田 勉
15番 岡田 廣志 16番 橋詰 昌明 17番 井上 丈夫

出席職員

事務局長 弘田 明平 次長兼係長 藤田 佳子
主 事 穂積 孝昌

議事録署名委員

15番 濱田 章孝 17番 松岡 清

会長	<p>本日の欠席届が出ているので報告いたします。農業委員では 5 番の今井委員さん、6 番の北村一弘さん、12 番の平田委員さん、13 番の濱田好典委員さん、16 番の垣内委員さん、推進委員では、2 番の岩原委員さん、3 番の門田委員さん、4 番の筧委員さん、5 番の金田委員さん、6 番の門田委員さん、8 番の西岡委員さん、10 番の北原委員さん、14 番の浜田委員さん、15 番の岡田委員さん、16 番の橋詰委員さん、17 番の井上委員さん、連絡を受けております。本日の署名人ですが、17 番の松岡委員さんと 15 番の濱田章孝委員さんかまいませんかね？はい、今月の現地確認ですが、8 月 23 日 1 時から行います。鈴木委員さん、それと 10 番の武市忠雄委員さんかまいませんかね？はい、推進委員では利岡委員さんお願ひします。</p> <p>本日の議案ですが、農地法第 3 条の規定による許可申請の件、農地法第 5 条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更の件。あと、議案が終わって協議事項へ入りますが、本日は農地パトロールの農地利用状況調査について報告を行っていただきたいですでよろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案に入りたいと思います。議案第 1 号、農地法第 3 条権利移動許可申請について、下記のとおり受理しましたので、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和 3 年 8 月 10 日、南国市農業委員会会長、武市憲雄、申請受理件数 9 件、申請受理面積、田 8,332 m²、畑 5,856 m²、計 14,188 m²、事務局説明をお願いします。</p>
藤田次長	<p>はい、説明の前に議案書の訂正をお願いいたします。議案書 4 ページの受付番号ですが、26 号からになっておりますが、28 号からの誤りです。28、29、30 と順番にずらしていただいて、最後が 36 号になります。28 号から 36 号になります。申し訳ありません、訂正をお願いします。それでは、議案第 1 号農地法第 3 条権利移動許可申請について説明いたします。議案書 4 ページをご覧ください。</p>

買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、山林化した土地を除き全て耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は8年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地にはハウスがあり、取得後は小ネギを作るとのことなので周辺の農地に影響を与えることはないということです。28号については以上です。

受付番号29号です。譲受人は79歳。申請地は、立田の田975m²、売買による所有権移転で、自宅に近く、近傍地を所有しており耕作するうえで便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は今まで同様に水稻を栽培するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。29号については以上です。

受付番号30号です。譲受人は83歳。申請地は、篠原の田1,157m²、売買による所有権移転です。譲渡人と譲受人は兄弟です。申請地は、母からの相続により譲受人の兄の名義になっていますが、以前より譲受人が管理をしていたため、兄から売買より取得するということです。譲受人の経営農地は、主に香南市にあり、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は20年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積と申請地を足すと5,000m²を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は今までと同様に水稻を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。30号については以上です。

受付番号31号です。譲受人は86歳。申請地は、物部の田228m²、弟からの贈与による所有権移転です。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は40年です。農作業には本人が従事していま

す。譲受人の経営面積は、5,000 m²を超えていていることから、下限面積要件を満たしています。申請地は、これまででも譲受人が管理してきており、取得後も同様に果樹を栽培するため周辺の農地に影響を与えることはないということです。31号については以上です。

受付番号32号です。譲受人は29歳。申請地は、陣山と福船の田4筆で計5,836 m²、従兄弟からの贈与による所有権移転です。譲受人の経営農地は現在ありませんが、これから祖母の面倒をみながらできる仕事として農地を譲り受け、水稻や野菜を栽培することです。譲受人は、管理機を所有していますが、それ以外の機械は借りるか作業委託をすることです。農作業歴は10年で、以前、祖母と一緒にオクラやエンドウなどの野菜を作っていたとのことです。農作業には本人が従事します。申請地が5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後はこれまで同様に水稻や野菜を作ることなので周辺の農地に影響を与えることはないということです。32号については以上です。

次に受付番号33号から35号までは譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は68歳。申請地は浜改田の畠で、33号が100 m²、34号が141 m²、35号が141 m²、この3筆は隣り合った一連の農地になり、贈与による所有権移転です。今回の申請にいたった経過は、譲渡人から高齢で耕作できなくなったので、引き取ってもらえないかとの申し出が譲受人にあり、譲受人の自作地の隣であったため取得することにしたということです。譲受人の経営農地は主に安田町にあり、すべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は45年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は露地野菜を栽培するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。33号から35号については以上です。

受付番号36号です。譲受人は68歳。申請地は、小籠の田2筆で計136 m²、贈与による所有権移転です。今回の申請にいたった経過は、申請地は、あけぼの街道に分

断された小面積の農地で、譲渡人より県外在住で耕作も管理も困難なため贈与したいとの申し出が譲受人にあったため取得するというものです。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000m²を超えており、下限面積要件を満たしています。取得後は水稻を栽培するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。

以上、28号から36号まで、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。審議よろしくお願ひいたします。

会長

事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。

(質問・意見なし)

ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。そのように取扱いをいたします。続きまして、議案第2号、農地法第5条権利移動許可申請審議について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和3年8月10日、南国市農業委員会会長、武市憲雄、申請受理件数3件、申請受理面積、田2,548.62m²、畑0m²、計2,548.62m²。

事務局説明の前に受付番号24号について、田岡委員の案件となっていますので田岡委員さんの退室をお願いします。

(田岡委員退室)

ほんなら24号を。

穂積主事

はい。受付番号24号を説明します。議案書7ページ、別紙位置図は5ページです。申請地は南国市立田の田2筆、計2,082m²。賃貸借権を設定して太陽光発電所への転用です。農地区分は、土佐くろしお鉄道立田駅から概ね500m以内にある第2種農地のため、立地基準を満たします。土地利用計画図を当日配布資料6ページに載せ

	<p>てありますが、印刷が薄くなってしまってるので、新しいものを當日配布資料1ページに載せてありますのでご覧ください。本案件は現況高さでの整地のみ行い、切土、盛土は行わず、農地の上に太陽光パネルを設置するような形となります。敷地外周に1.2mのフェンスを設置、パネル等の配置は図のとおりです。排水については、雨水を自然浸透させますが、オーバーフロー部分は申請地南側の水路に放流する計画で、市の排水同意の申請中で許可見込みがあることを確認しております。なお、太陽光発電所の設置に伴い、地元住民、日章福祉交流センター公民館長、土地改良区への説明会を令和元年1月に行い、合意形成がとれていることを口頭で確認しておりますが、前回の説明会から期間が空いたため2回目の説明会を近々開催すると報告があります。説明会の対象者については、検討中とのことです。周辺営農への影響についてですが、申請地から4メートル以内の隣接する農地の同意を取得、一部取得できていない農地については、被害防除計画の提出があります。被害防除計画書については當日配布資料2ページに載せてありますのでご一読お願いします。申請主によると地権者より返事がないため被害防除計画で対応したことです。なお、現地確認にて周辺農地に悪影響はないとの判断しています。また、申請地を管轄する土地改良区より転用が差し支えない旨の意見書が提出されています。他法令については、市の排水同意取得後に土地開発適正化条例の届出を提出予定です。本件は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
会長	はい、受付番号24番説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか？
山北委員	はい、これフェンスはつけないということですか？
会長	事務局。
穂積主事	フェンスはつけます。
山北委員	あ、つける？
穂積主事	境界線内に設置予定です。
山北委員	フェンスに絡みつく雑草とかがあると思うんですけど、その管理はこの会社がす

	る？
穂積主事	雑草についてはこの申請主、会社の方が定期的に刈るという風に聞いております。
山北委員	あのね、実はうちの隣も発電所があって簡易パネルが建っていますけどフェンスの外と隣地の間はむこうは管理せんのですよ。フェンス内はするけど。で結局フェンスの外側とその隣との間にいつも草が生えゆう。そのあたりは、このフェンスを建てられたときに、その会社はどういう風に管理するの？
会長	事務局聞いちゅう？
穂積主事	管理の方法までは具体的に確認の方は取っていないんですけど、申請主の方からはあくまで農地の状態で借りて農地の状態でお返しする、なのでその間は草刈りでありますとか定期的な管理の方は行います、というふうに確認取っております。
山北委員	じゃあもう隣地の方との話し合いということですか？
穂積主事	そのことも含めて地元説明会をされておりまして、なお2回目も予定されております。
会長	はい、他に？
	(質問・意見なし)
	ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定により意見書を付け、高知県知事に送付してよろしいでしょうか。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
	はい。そのように取扱いをいたします。
	(田岡委員入室)
	はい、そしたら事務局残りを。
穂積主事	はい、受付番号22号を説明します。議案書7ページ、別紙位置図は1ページです。申請地は南国市稻生の田1669m ² のうちの249.11m ² 。使用賃借権を設定して分家住宅への転用です。申請地の選定理由は、借人の住居が婚姻に伴い手狭になったことと、本家に住む親族の介護のためです。農地区分はいずれの農地区分にも属さないそ

の他の農地となるため、第2種農地と判断しており、立地基準を満たすものと考えています。土地利用計画図は別紙位置図2ページです。敷地内に盛土等はせず、表層土を入れ替えるなどの整地を行い、図の通り配置します。進入路は北側市道からとなっています。排水計画については、雨水は北側にある市道側溝まで配水管を新たに設置し放流します。汚水は浄化槽を経由し、雨水同様北側市道側溝に放流します。排水同意は市より許可を得ており、地元の土木委員からも問題ない旨の意見を得ております。次に、周辺営農への影響についてですが、周辺農地全て申請人所有のものであり、その他周辺農地にも悪影響なしと現地確認にて判断しております。他法令については、配水管設置のための占用許可見込み及び開発許可見込みがあることを担当課に確認しています。本件は以上です。

続きまして受付番号23号を説明します。議案書7ページ、別紙位置図は3ページです。申請地は南国市岡豊町笠ノ川の田232m²の内217.51m²。使用賃借権を設定して分家住宅への転用です。申請者夫婦は、現在賃貸住宅で生活していますが、子の成長にあわせ住宅を建築するもので、実家に近い申請地を選定されています。農地区分はいずれの農地区分にも属さない他の農地となるため、第2種農地と判断しており、立地基準を満たすものと考えています。土地利用計画図は別紙位置図4ページです。敷地内を約50センチ盛土を行い、図の通り配置します。進入路は北側市道からとなっています。排水計画については、雨水は北側にある市道側溝まで新たに配水管を設置し排水します。汚水は浄化槽を経由し、雨水同様北側市道側溝に排水します。市の排水同意について申請中で許可見込みがあることを担当課に確認しています。また、地元の土木委員より排水に問題ない旨の意見を得ております。申請地周辺の状況については、東側が現況原野、西側が現況雑種地と同意を得ている農地、南側が同意を得ている農地、北側が市道となっております。現地確認では周辺農地に悪影響なしと確認しております。他法令については、配水管設置のための占用許可見込み及び開発許可見込みがあることを担当課に確認しています。本件は以上です。以上で議案2号に

	<p>についての説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局より説明がございました。これについてご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定により意見書を付け、高知県知事に送付してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>はい。そのように取扱いをいたします。次に議案第3号、南国市農用地利用集積計画について下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか協議を願います。令和3年8月10日、南国市農業委員会会長、武市憲雄、事務局説明をお願いします。</p>
藤田次長	<p>はい、議案第3号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。</p> <p>9ページの132号です。ここからは農地売買等事業になります。132号から134号までまとめて説明いたします。申請地はいずれも植田の田で132号は2筆で計3,034m²、133号は2,030m²、134号は1,062m²、この三件は隣り合った一連の田になります。農地売買等事業による所有権移転で、一度農業公社が買い受けた後、担い手農家に売却されるものです。対価については、議案書のとおりです。次に10ページです。ここからは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧ください135号です。当日配布資料は3ページです申請地は、立田の田で、10年の賃借権を設定するというものです。賃借料は5000円を口座振込するというものです。</p> <p>136号です。資料は4ページになります。申請地は、田村の田で、5年の使用貸借権を設定するというものです。137号です。申請地は、田村の田で、5年の使用貸借権を設定するというものです。138号です。申請地は、立田と田村の田で5年の使用貸借権をするというものです。以上が農地中間管理事業です。</p> <p>次に12ページの139号です。借人は農地所有適格法人です。申請地は、甘枝の田で、3年の賃借権を更新して玉ねぎ等を作るというものです。賃料については、10a</p>

あたり9,000円を口座振込するというものです。140号です。借人は62歳。申請地は、片山の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。141号・142号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は70歳。申請地は、里改田の田で、5年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kg相当の金額を現金で支払うというものです。

143号です。借人は59歳。申請地は岡豊町中島の田で、5年の賃借権を更新して、トマトを作るというものです。賃料は、2筆で米420kg相当の金額を現金で支払うというものです。

144号です。借人は59歳。申請地は、東崎の田で、5年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。

145号です。借人は49歳。申請地は、陣山の田で、5年の賃借権を更新して、青ネギを作るというものです。賃料は、8筆で10,000円を現金で支払うというものです。

146号です。借人は一般法人です。そのため農地を適正に利用していない場合は契約を解除することを条件に権利を設定します。申請地は、十市の田で、5年の使用賃借権を設定して、ブロックリーを作るというものです。

147号です。借人は36歳。申請地は、岡豊町中島の田で、3年の使用貸借権を設定し、ホウレン草・水菜・枝豆を作るというものです。耕作計画書によると、自家消費のために親族の田を借りて無農薬で野菜を栽培するというものです。

148号です。借人は37歳。申請地は、立田の田で、30年の使用貸借権を設定し、ニラを栽培するというものです。以上、135号から148号まで審議よろしくお願ひいたします。

会長

事務局より説明がございました。ご意見ご質問はございませんか。

(質問・意見なし)

ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。そのように取扱いをいたします。続きまして議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に係る意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和3年8月10日、南国市農業委員会会長、武市憲雄、申請受理件数2件、申請受理面積、田8,770.00m²、畑0m²、計8,770.00m²。事務局説明をいただく前に、受付番号4号、田岡委員さんの案件でございますので退席をお願いします。

(田岡委員退席)

穂積主事 まず始めに訂正をお願いします。受付番号が1号と2号になっているかと思いますが、3号、4号に訂正をお願いします。大変申し訳ございません。では、これから農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について審議をお願いします。計画変更申請は、許可を出している転用行為の事業内容などに変更があった場合に審議するものとなっておりますが、その審議する内容というのが当日配布資料のですね5ページの方に載せてあります県に提出する意見書になっているんですけども真ん中あたりにあります、検討事項4から6番について審議をする必要がございます。こちらの内容をイメージしながらこれからの説明を聞いていただけたらと思います。

では、受付番号4号、議案書16ページの下の方から説明します。別紙位置図の8ページをお願いいたします。申請地は南国市立田の田6筆、計6,665m²、太陽光発電所への転用として許可していたものとなります。本案件は当初設置を予定していた太陽光パネル、こちらが廃版となつたため、パネルの型式、枚数を変更する必要が生じたため申請にいたっております。議案書に載せてありますけども、パネルの型式の変更、パネルの枚数が2340枚から1752枚に変更されてますが、大元の事業計画自体

	<p>に変わりはありません。今回の審議ではパネルの型式及び枚数の変更を認めてよいかという審議を、先ほどもご覧いただいた意見書の検討事項について審議をお願いします。</p>
会長	<p>事務局より説明がありましたが、変更後の転用の事業でございます。これを認めると認めないかという審議でございます。当日の配布資料で事務局の方から説明がありました、4番と5番と6番でございます。4番につきまして変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められるか、認められないかということですが、どうでしょう？特に意見がなければ、認められるでかいませんかね？</p> <p>(質問・意見なし)</p>
	<p>はい。それと、5番、変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められるか、いうとこですがどうでしょう？</p>
高芝副会長	<p>太陽光は素人やき分らんわ。認める認めんの問題やない。</p>
池委員	<p>廃版になったがやきそれは変えないかんろ。その事業計画がそうなったゆうだけの話ながやろ？農地うんぬんにあんまり関係ないがやき。</p>
会長	<p>ほんなら格別問題がなかつたら認められるということで構いませんかね。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
	<p>次、6番。上記各号のほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であると認められるか、認められないかということですがどうでしょう？</p>
高芝副会長	<p>別にないで。</p>
会長	<p>それでは認められるでかいませんかね？</p> <p>(質問・意見なし)</p>
	<p>はい。それでは総合意見ですが承認ということで構いませんかね？</p> <p>(「はい」「異議なし」と呼ぶものあり)</p>
	<p>はい。そのように取り扱いをいたします。</p>

	(田岡委員入室)
穂積主事	<p>はい、穂積。</p> <p>そしたら続きまして、番号3号です。議案書の上の段です。まず始めにですね、当日配布資料の6ページ、開いていただきたいです。先月の総会からいろいろと太陽光発電所の申請が続いておりますので、位置関係を載せさせてもらっています。印刷が分かりづらくて申し訳ないです。青色のところが先ほどの計画変更申請で審議させていただいたことになります。その左上にある赤色のところが、5条転用の申請で受け付けたところになります。そして前回の定例総会に参加されていた方は覚えていらっしゃるかと思いますが、黄色の枠と緑色の枠が前回の定例総会で審議した太陽光発電所となっております。今から審議をさせていただきたいのが、黄色の太陽光発電所に接しているピンク色の部分の申請になっております。</p> <p>申請地は南国市立田及び田村の田2筆、合計2,105m²。隣接する太陽光発電所の仮設道路・資材置場として転用許可を得ていたものです。先ほども説明しましたが、隣接する太陽光発電所は、先月の定例総会の計画変更申請にあげていたもので、現在県で審議中となっていて、まだ結果が分かっていない状況です。</p> <p>本案件は先月審議した太陽光発電所の計画変更申請の期間延長に合わせて、進入路・資材置場の一時転用の期間を延長する申請となります。</p> <p>議案書の方にも乗ってありますが、8月31日まで許可を取っていたんですけども、こちらを10月31日まで期間を延長してほしいというものになります。こちらの申請についてですが、大元の太陽光発電所の計画変更申請が現時点では結果が分かっていない商況ですけども、本案件については、条件付きの承認などもあるかと思いますが、先ほどの審議同様、意見書の検討事項4~6について確認していただけたらと思います。</p>
会長	事務局より説明がありました。立田の太陽光の資材置場の一時転用の件です。工事が遅れておりますので転用の期日が10月31日ということで出ていますが、これにつ

	いて何かご意見ないでしょうか？
池委員	黄色のとこについての資材置場？
会長	そうそう。進入道路、仮設道路、資材置場ということです。
池委員	工事がストップという形になったきこうなっちゅうがよね？
会長	うん、しやあない。
池委員	黄色のところがいかんがですか？黄色のところが太陽光？
会長	黄色のところが太陽光。
池委員	黄色のところが太陽光？緑のところも太陽光？両方がいかんが？
穂積主事	この間の総会では、黄色の方を総合意見不承認として、緑の方を承認としました。 ただ、県の方ではどっちになるかはまだ分かっていない状況です。
池委員	ほんでこれ、許可の期間を10月にして10月までに工事が終わらんかったらまた申請が出てくるがよね？
穂積主事	その可能性はあります。
池委員	もうちょっと長くしちゃらんでかまんか？
会長	けど申請がこれやろ？
穂積主事	はい、申請書の内容が申請がこちらででておりますので。
末政委員	進入路やきね、また戻すがやろ？
穂積主事	はい、一時転用なので。
中村副会長	農業委員会はいいかもかまわんけど周辺の農地の同意はどうなっちゅう？
穂積主事	こちらは期間の延長のみなので、前回の太陽光の同意は頂いたんですけど、こちらについては同意は不要ということで特別同意書の提出はないです。
会長	この件について問題ないでしょうか？受付番後の4番、今やったように、4~6について認められるということで承認ということでよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
	現在、7月の総会で審議した太陽光の立田の方が許可が下りれば承認ということで、

条件付きの承認ということでよろしいでしょうか？

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

そのように取り扱いをいたします。

以上で議案は終了しました。その他議案外は載せておりますのでお目通しをお願いします。

(午後4時閉会)

その他事項

○農地パトロール推進会議

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和4年1月17日

会長

武市義博

議事録署名委員

松岡清

議事録署名委員

濱田章尋